

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に基づき、対象者の資格及び手当額等に関する情報の管理、現況届受付、支払に関する管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・児童扶養手当の対象者の資格に関する情報及び対象者等の所得情報等の確認
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童扶養受給者ファイル 2. 児童扶養要件児童ファイル 3. 児童扶養受給者現況明細ファイル 4. 児童扶養受給者住所ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 第57項 (2)情報提供の根拠 第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第31条 (2)情報提供の根拠 第10条の3、12、19、35、36、44条、53条、59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部子育て応援課 電話:0596-21-5713

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に基づき、対象者の資格及び手当額等に関する情報の管理、現況届受付、支払に関する管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・児童扶養手当の対象者の資格に関する情報及び対象者等の所得情報等の確認 ・現況届の受付及び審査にかかる確認 ・支払にかかる管理の確認 ・統計処理にかかる確認	児童扶養手当法等の規定に基づき、対象者の資格及び手当額等に関する情報の管理、現況届受付、支払に関する管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・児童扶養手当の対象者の資格に関する情報及び対象者等の所得情報等の確認		
平成29年10月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	・番号法第9条第1項 別表第一 第37項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成29年10月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第13、16、26、30、47、57、64、65、87、116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、19、31、35、36、44条	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第57項 (2)情報提供の根拠 第13、16、26、30、47、64、65、87、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第31条 (2)情報提供の根拠 第10条の3、12、19、35、36、44条、59条の2	事後	法令の題名等の形式的な変更
令和1年6月18日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 藤原 孝彦	こども課長	事後	
令和1年6月18日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	I. 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV. リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年11月30日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第57項 (2)情報提供の根拠 第13、16、26、30、47、64、65、87、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第31条 (2)情報提供の根拠 第10条の3、12、19、35、36、44条、59条の2	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第57項 (2)情報提供の根拠 第13、16、26、30、47、64、65、87、106、116項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第31条 (2)情報提供の根拠 第10条の3、12、19、35、36、44条、53条、59条の2の2	事後	
令和2年11月30日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署、②所属長	健康福祉部こども課 こども課長	健康福祉部子育て応援課 子育て応援課長	事後	
令和2年11月30日	I. 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ請求先	健康福祉部こども課 電話:0596-21-5561	健康福祉部子育て応援課 電話:0596-21-5713	事後	
令和3年6月31日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	